

1 概要

FinTechに対応した本人確認の方法としてオンラインで完結する本人確認の方法を新設するなどの犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正案について、意見公募手続を実施するもの。

2 改正案の概要

(1) 顧客の容貌の画像を利用した方法の新設(第6条第1項第1号ホ・ヘ)

特定事業者が提供するソフトウェアにより顧客に撮影させた容貌の画像と本人確認書類の画像等の送信を受ける方法を認めるもの

(2) 他の特定事業者の本人確認を利用する方法の新設(第6条第1項第1号ト)

特定事業者が提供するソフトウェアにより顧客に撮影させた本人確認書類の画像等の送信を受けるとともに、次の①又は②を行う方法を認めるもの

① 他の特定事業者が過去に行った本人確認の記録を確認すること

② 当該顧客の預貯金口座に振込みを行い、その振込額等が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受けること

(3) 公的HPを利用した方法の新設(第6条第1項第3号ニ・ホ)

法人の本人確認として、民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」や国税庁の法人番号公表サイトを利用する方法を認めるもの

(4) 非対面取引における転送不要郵便物等や本人限定受取郵便等を利用する方法の見直し(第6条第1項第1号チ〜ル)

空き家を住居と偽って取引を申込み、顧客になりすましてカードを受け取るなどの不正事例があるところ、次の①及び②の見直しを行うもの

① 転送不要郵便物等の利用の場合、送付を受ける資料は、本人確認書類の原本等1点又はそれ以外2点を原則とするもの

② 本人限定受取郵便等の利用の場合、配達事業者が提示を受ける本人確認書類を顔写真付きのものに限定するもの

(5) その他(第4条第1項第1号・第9号)

規制改革ホットラインへの要請を踏まえ、取引時確認が原則免除される取引に、次の①及び②を追加するもの

① 法令の規定により受益者に返還すべき財産を管理することを目的とした信託契約等

② スイフトを利用した商品デリバティブ取引

3 今後の予定

意見公募手続：平成30年7月2日から平成30年7月31日まで

施行：公布の日。ただし、2(4)の部分は平成32年4月1日。

1 背景（政府におけるデジタル・ガバメントの推進の方針）

世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年5月30日策定。平成30年6月15日改訂）を受けて策定されたデジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日 e ガバメント閣僚会議決定）において、平成30年6月末までに各府省がそれぞれ中長期計画を定めることとされているもの。

2 警察庁デジタル・ガバメント中長期計画の対象期間

2023年3月31日までを対象期間とする。

3 警察庁デジタル・ガバメント中長期計画の概要

- 利用者中心の行政サービス改革
 - ・ 横断的なサービス改革（行政手続に関する改革）

棚卸作業により網羅的に抽出された行政手続を対象として、件数が極少な手続（立入検査（放射線障害防止法第43条の2第1項）や、手続に添付する書類（軽自動車の保管場所の届出（保管場所法第5条））の要否、オンライン化の対象とすることの是非（施設占有者からの物件の提出の際の提出書の提出（遺失物法施行規則第26条））等の検討工程を定めるもの。
 - ・ 個別サービス改革

「遺失物法関係サービスの利便性向上」及び「自動車安全運転センターによる交通事故証明書発行サービスの利便性向上」の推進計画を定めるもの。
- プラットフォーム改革

「交通事故統計情報」及び「犯罪発生情報」のオープンデータ化等の推進計画を定めるもの。
- 価値を生み出す I T ガバナンス

I T ガバナンスの推進体制や強化に関する計画、テレワーク・リモートアクセス環境等に関する推進計画を定めるもの。

4 今後の予定

6月29日に開催される各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議を経て、7月上旬、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

公安委員会	登下校時の子供の安全確保に関する	平成30年6月28日
説明資料No. 3	関係閣僚会議における決定について	生活安全企画課

1 経緯

- 新潟市で発生した事件等を受け、本年5月18日、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」が開催され、内閣官房長官から、「徹底した被害実態の解明と関係省庁による情報の共有」、「通学路の安全点検の徹底と不審者情報への迅速な対応」、「子供に対する安全対策の強化」の3点について指示
- 関係省庁連絡会議（局長級）の開催等、関係省庁における検討を経て、6月22日の関係閣僚会議において、「登下校防犯プラン」を決定

2 「登下校防犯プラン」に係る警察における主な取組

- (1) 地域における連携の強化
 - 今後構築される地域の連携の場への参画
- (2) 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善
 - 緊急合同点検の実施
 - 危険箇所での重点的な警戒・見守り
 - 防犯カメラの設置に関する助言等
- (3) 不審者情報等の共有及び迅速な対応
 - 警察署と学校の間における不審者情報等の共有の推進
 - 効果的な見守りや保護者等の防犯対策に資する情報の提供・発信
- (4) 多様な担い手による見守りの活性化
 - 日常活動や事業活動を行いながら防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」等の推進
 - 見守りを行っている高齢者、現役世代、事業者等への積極的表彰、交流の場の提供
 - 「子供110番の家・車」の実施主体に対する指導・研修等の支援
- (5) 子供の危険回避に関する対策の促進
 - 学校が開催する防犯教室等への協力

3 今後の予定

本プランに掲げる施策については、警察庁・文部科学省が中心となり、関係省庁の協力を得て推進し、その実施状況の検証を確実に行う。

公安委員会	富山市における拳銃奪取	平成30年6月28日
説明資料No. 4	及び殺人等事件について	捜査第一課

富山県警察は、平成30年6月26日、富山県警察の交番勤務員が刃物で襲撃されて拳銃を奪取された上、その付近で警備員の男性が銃撃されて死亡した事件に関し、同日、被疑者を殺人未遂罪で現行犯逮捕した。

1 被疑者

富山県中新川郡

アルバイト

21歳

2 被害者

警察官（警部補） 男性 46歳 ※ 午後3時29分死亡確認

警備員 男性 68歳 ※ 午後3時50分死亡確認

3 捜査の経過

- 富山中央警察署奥田交番の交番相談員から、「刃物を持った男が来て暴れている」旨の110番通報により認知。
- 被疑者は同交番から移動し、付近小学校の工事現場において交通誘導中であつた警備員を銃撃した模様。
- 被疑者が、現場臨場した警察官に対し、刃物を振り上げながら突進してきたことから、警察官2名が計2発発砲し、被疑者の左腹部に1発命中。
- 被疑者については、上記警備員に対する殺人未遂罪で現行犯逮捕。